

# いじめ防止基本方針

## はじめに

「いじめ」は重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為です。本校の教育活動に関わる教職員・生徒・保護者等、全ての学校関係者がこの認識を共有し、「いじめをしない」「いじめを許さない」「いじめをさせない」学校づくりをめざします。これにあたり、教職員は「いじめを決して許さない・見逃さない」という決意のもと、生徒理解に努め、「いじめ」をはじめとした諸問題への対応力向上の研鑽に努めるとともに、全教職員による組織的取り組みにより、生徒一人一人が充実した高校生活を送ることができる環境作りに努めます。

## 1. いじめ問題に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条1項より）

- 「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。
- 起こった場所は学校の内外を問わない。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

（文部科学省「平成24年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

### (2) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として許されない行為である。
- ③ いじめは、大人・教員の見えないところでおこなわれており、発見しにくい。
- ④ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・傷害・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑤ いじめは、教職員の児童生徒観や指導のありかたが問われる問題である。
- ⑥ いじめは、家庭教育のありかたに大きな関わりをもっている。
- ⑦ いじめは、家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2. いじめの未然防止のために

### (1) いじめが起こらない学級・学校づくりのための目標

- ① 日々の関わりやアンケート調査等を通じ、生徒の状況を把握する。
- ② 組織的な協働体制を構築し、教職員間の情報共有を徹底する。
- ③ 生徒同士・生徒と教職員・保護者と教職員との信頼関係を構築する。
- ④ 全ての教育活動を通じ、生命尊重の精神や人権感覚を育む。
- ⑤ 全ての教育活動を通じ、生徒の自尊感情及び自己肯定感を育む。
- ⑥ 保護者との連携を密にし、生徒に近い大人が、個々の成長に寄与する環境を整える。

### (2) いじめが起こらない学級・学校づくりのための具体的施策

#### ①個別指導

生徒の様子や学級内の雰囲気を知るために、教職員は日々の学校生活における生徒達の些細な言動に耳を傾け、個々の生徒の状況や精神状況に気づき、寄り添う力を身につけなければならない。

- 【具体的施策】
- a 個人面談の実施
  - b 生徒に関わる全ての教員による情報共有の徹底
  - c スクールカウンセリング及び、教育相談委員会の有機的活用
  - d 家庭訪問等による保護者との連携

#### ②HR 指導

教職員間の共通理解を礎とし、生徒の個性の有機的融合を意図した教育活動を学校全体で展開し、所属する学年や学級、部活動が、その生徒にとってかけがえのない「自己実現の場所」となるよう努めなければならない。

- 【具体的施策】
- a 生徒に関わる全ての教員による情報共有の徹底
  - b 職員会議・学年会議等での情報提供と情報共有の徹底
  - c 人権 HR の活用
  - d HR 指導に関する学年研修の活性化

#### ③学習指導

教職員は、各授業の指導目標を明確化し、日々「PDCA」サイクルを意識することで、全ての生徒が主体的に学ぶ授業を展開する。そのことを通じ、生徒の達成感と自己肯定感の醸成に努める。

- 【具体的施策】
- a 「授業アンケート」や「学校アンケート」の結果を踏まえた授業改善の促進
  - b 公開授業等による相互研修の活性化
  - c 日々の教育活動への探究的学習や協働活動の積極的導入
  - d 「PDCA」サイクルのスパイラルアップを念頭に置いた指導体制の構築

#### ④全体指導等

学校行事の充実を図り、生徒が他者と有機的に関わる機会を設ける。学校行事においても、指導目標を明確化し、「PDCA」サイクルを意識し、生徒の達成感と自己肯定感の醸成に努める。各種集会と HR 指導の連携を図り「いじめを生まない土壌づくり」に努め、教職員間はもちろん、教職員・生徒相互の課題意識の共有も進める。

- 【具体的施策】
- a 全ての生徒が主体的に取り組む学校行事の展開
  - b 始業式・終業式の講話・学年集会等で人権尊重やいじめ防止・撲滅について訴える
  - c 校内「カウンセリング室」や「24 時間いじめ相談ダイヤル」等相談機能の周知徹底

## ⑤家庭との連携

教職員と保護者がともに手を携え生徒の健やかな成長を促すよう努めなければならない。

【具体的施策】 a 育友会活動や各種学校行事で本校の指導方針を示し相互理解を促進する

## 3. いじめの早期発見のために

### (1) いじめの具体例

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視。
- 軽くぶつかられたり、遊びのふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### (2) 早期発見のための手だて

#### ①日々の観察

- 「いじめは、大人・教員の見えないところでおこなわれており、発見しにくい。」という実態を常に念頭に置いて、生徒の様子を観察する。特に、休み時間・昼休み・放課後に生徒と交わす雑談等の機会を最大限活用し、生徒の様子に気を配る。
- 「生徒たちのいるところには教員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に持つ。
- 教科担当・部活動顧問・学級担任間などの情報の提供・共有を徹底する。
- 必要に応じて「個人別生活カード」等を活用することで、情報の共有を図る。

※「個人別生活カード」の運用

- ①学級担任または、教科担当や部活動顧問等の関係教員は、担当する生徒がいじめを受けていると思われる場合、必ず、「個人別生活カード」を作成し、把握した事象内容を記録し、当該学年主任に報告する。
- ②当該学年主任は、「個人別生活カード」に記録された内容が、いじめやいじめと疑われる行為に該当する場合、速やかに、生徒指導部長に報告する。
- ③生徒指導部長は、校長・教頭に報告し、重大事態と判断される場合は、生徒指導部長が速やかに奈良県教育委員会に一報を入れる。
- ④作成した「個人別生活カード」は「いじめ防止対策委員会」が保管する。保管期間は、当該生徒が卒業(または転学・退学)した日から3年間とする。その後は、速やかに廃棄する。

#### ②個人面談

- 学年当初・学期末三者面談の機会はもちろん、適宜、個人面談を実施し、生徒個々の状況や精神状態の把握に努める。
- 生徒と共に過ごす機会を積極的に持ち、生徒が教員に相談しやすい雰囲気を作る。
- 教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセリングを必要とする生徒を支援する。
- 特別支援教育コーディネーターを中心に、学校生活において合理的配慮を必要とする生徒を支援する。その際は、保護者とも連携を図り「個別の支援計画」に基づく、生徒の発達に寄与する合理的支援を行う。

### 3. いじめへの対応

#### (1)「いじめ防止対策委員会」の設置

①位置づけ・・・いじめの防止・早期発見・早期対応を担う中核組織として企画立案・調査・対応にあたる。

②構成・・・校長・教頭・生徒指導部長・各学年主任・生徒指導部員代表・人権教育係長・教育相談係長・特別支援コーディネーター・教育相談コーディネーター

※必要に応じ、スクールカウンセラーや臨床心理士等の外部専門家の参加を願う。

#### ③組織対応の流れ

